



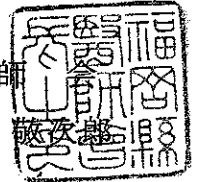
福岡県医発第910号(地)

平成15年8月8日

各 医 師 会 長 殿



福 岡 県 医 師
会 長 関 原



米国における人でのサル痘 (Monkeypox) の発生について (第3報)
(我が国へ輸入された感染の疑いのある動物の調査及び検査並びに
サル痘の流行地等からの関連げっ歯類の輸入規制について)

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、米国における人でのサル痘 (Monkeypox) の発生につきましては、平成15年6月20日付 (福岡県医発第623号)、平成15年7月25日付 (福岡県医発第851号) をもってお送りいたしておりますが、今般、下記について、厚生労働省健康局結核感染症課長より日本医師会へ周知方依頼がなされた旨、連絡がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴職におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会管下関係医療機関等への周知方よろしくご高配の程お願い申し上げます。

記

- 1 我が国へ輸入されたサル痘に感染した疑いのあるアフリカヤマネに関する調査及び検査結果について

(1) 調査結果

当該動物の取扱業者への立ち入り調査の結果、接触者及び同居動物のサル痘への感染は確認されなかった。

(2) 検査結果

以下の結果から、生存していた 2 匹のアフリカヤマネのサル痘への感染は否定された。

① P C R (MPV specific PCR 及び Orthopox virus universal PCR)

2 匹とも陰性

② ウイルス分離試験

2 匹とも陰性

③ 抗体検査 (オルソポックス特異抗体検出 ELISA)

2 匹とも陰性

2 サル痘の流行地等からの関連げっ歯類の輸入規制について

経済産業省の協力により、「外国為替及び外国貿易法」第 5 2 条に基づく輸入規制を導入するため、「輸入割当てを受けるべき貨物の品物、輸入についての許可を受けるべき貨物の原産地または船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行う等の件」(昭和 4 1 年通商産業省告示第 1 7 0 号)が改正され、サル痘の流行地等からの関連げっ歯類の輸入が規制された。

(1) 対象地域：コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、ガボン、コートジボワール、シエラレオネ、カメルーン、中央アフリカ、リベリア、ナイジェリア、ガーナ、トーゴ

(2) 対象動物：上記地域を原産地又は船積地域とするげっ歯 (タイヨウリス属、キリス属、アフリカヤマネ属、アフリカオニネズミ属、フサオヤマアラシ属、スジマウス属に限る)

(3) 公布及び施行日：平成 1 5 年 7 月 1 4 日

(地 104)
平成15年7月29日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
雪 下 國 雄

米国における人でのサル痘 (Monkeypox) の発生について (第3報)
(我が国へ輸入された感染の疑いのある動物の調査及び検査並び
にサル痘の流行地等からの関連げっ歯類の輸入規制について)

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、米国における人でのサル痘 (Monkeypox) の発生につきましては、平成15年6月12日付 (地 78)、平成15年7月15日付 (地 93) をもってお送りいたしました。

今般、下記について、厚生労働省健康局結核感染症課長から、各都道府県、政令市、特別区衛生主管部 (局) 長等宛に情報提供がなされ、小職に対しても周知方依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただき、周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

記

1 我が国へ輸入されたサル痘に感染した疑いのあるアフリカヤマネに関する調査及び検査結果について

(1) 調査結果

当該動物の取扱業者への立ち入り調査の結果、接触者及び同居動物のサル痘への感染は確認されなかった。

(2) 検査結果

以下の結果から、生存していた2匹のアフリカヤマネのサル痘への感染は否定された。

1) PCR (MPV specific PCR及びOrthopox virus universal PCR)

2匹とも陰性

2) ウイルス分離試験

2匹とも陰性

3) 抗体検査 (オルソポックス特異抗体検出ELISA)

2匹とも陰性

2 サル痘の流行地等からの関連げっ歯類の輸入規制について

経済産業省の協力により、「外国為替及び外国貿易法」第52条に基づく輸入規制を導入するため、「輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入についての許可を受けるべき貨物の原産地または船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行う等の件」（昭和41年通商産業省告示第170号）が改正され、サル痘の流行地等からの関連げっ歯類の輸入が規制された。

- （１）対象地域：コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、ガボン、コートジボワール、シエラレオネ、カメルーン、中央アフリカ、リベリア、ナイジェリア、ガーナ、トーゴ
- （２）対象動物：上記地域を原産地又は船積地域とするげっ歯類（タイヨウリス属、キリス属、アフリカヤマネ属、アフリカオニネズミ属、フサオヤマアラシ属、スジマウス属に限る）
- （３）公布及び施行日：平成15年7月14日



健感発第 0714002 号
平成 15 年 7 月 14 日

社団法人日本医師会感染症危機管理対策室長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

米国における人でのサル痘（Monkeypox）の発生について（第 3 報）
（我が国へ輸入された感染の疑いのある動物の調査及び検査
並びにサル痘の流行地等からの関連げっ歯類の輸入規制について）

標記については、「米国における人でのサル痘（Monkeypox）の発生について」（平成 15 年 6 月 10 日付け健感発第 061002 号及び平成 15 年 7 月 3 日付け健感発第 0703001 号）にて通知したところですが、今般、下記事項について情報提供いたしますので、御了知の上、よろしく周知方おねがしいいたします。

なお、本通知については、関係省庁及び関係団体等にも通知したことを申し添えます。

記

1 我が国へ輸入されたサル痘に感染した疑いのあるアフリカヤマネに関する調査及び検査結果について

（1）調査結果

当該動物の取扱業者への立ち入り調査の結果、接触者及び同居動物のサル痘への感染は確認されなかった。

（2）検査結果

以下の結果から、生存していた 2 匹のアフリカヤマネのサル痘への感染は否定された。

PCR（MPV specific PCR及びOrthopox virus universal PCR）

2匹とも陰性

ウイルス分離試験

2匹とも陰性

抗体検査（オルソボックス特異抗体検出ELISA）

2匹とも陰性

2 サル痘の流行地等からの関連げっ歯類の輸入規制について

経済産業省の協力により、「外国為替及び外国貿易法」第52条に基づく輸入規制を導入するため、「輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入についての許可を受けるべき貨物の原産地または船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行う等の件」(昭和41年通商産業省告示第170号)が改正され(別添)、サル痘の流行地等からの関連げっ歯類の輸入が規制された。

- (1) 対 象 地 域：コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、ガボン、コートジボワール、シエラレオネ、カメルーン、中央アフリカ、リベリア、ナイジェリア、ガーナ、トーゴ
- (2) 対 象 動 物：上記地域を原産地又は船積地域とするげっ歯類(タイヨウリス属、キリス属、アフリカヤマネ属、アフリカオニネズミ属、フサオヤマアラシ属、スジマウス属に限る)
- (3) 公布及び施行日：平成15年7月14日



健感発第 0714002 号
平成 15 年 7 月 14 日

各

都道府県
政令市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

米国における人でのサル痘（Monkeypox）の発生について（第 3 報）
（我が国へ輸入された感染の疑いのある動物の調査及び検査
並びにサル痘の流行地等からの関連げっ歯類の輸入規制について）

標記については、「米国における人でのサル痘（Monkeypox）の発生について」（平成 15 年 6 月 10 日付け健感発第 061002 号及び平成 15 年 7 月 3 日付け健感発第 0703001 号）にて通知したところですが、今般、下記事項について情報提供いたしますので、御了知の上、よろしく周知方おねがしいいたします。

なお、本通知については、財務省、農林水産省、環境省をはじめ、日本医師会、日本獣医師会、日本動物園水族館協会、全日本動物輸入業者協議会にも通知したことを申し添えます。

記

1 我が国へ輸入されたサル痘に感染した疑いのあるアフリカヤマネに関する調査及び検査結果について

（1）調査結果

当該動物の取扱業者への立ち入り調査の結果、接触者及び同居動物のサル痘への感染は確認されなかった。

（2）検査結果

以下の結果から、生存していた 2 匹のアフリカヤマネのサル痘への感染は否定された。

P C R（MPV specific PCR及びOrthopox virus universal PCR）
2匹とも陰性

ウイルス分離試験

2匹とも陰性

抗体検査（オルソボックス特異抗体検出ELISA）

2匹とも陰性

2 サル痘の流行地等からの関連げっ歯類の輸入規制について

経済産業省の協力により、「外国為替及び外国貿易法」第52条に基づく輸入規制を導入するため、「輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入についての許可を受けるべき貨物の原産地または船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行う等の件」（昭和41年通商産業省告示第170号）が改正され（別添）、サル痘の流行地等からの関連げっ歯類の輸入が規制された。

（1）対象地域：コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、ガボン、コートジボワール、シエラレオネ、カメルーン、中央アフリカ、リベリア、ナイジェリア、ガーナ、トーゴ

（2）対象動物：上記地域を原産地又は船積地域とするげっ歯類（タイヨウリス属、キリス属、アフリカヤマネ属、アフリカオニネズミ属、フサオヤマアラシ属、スジマウス属に限る）

（3）公布及び施行日：平成15年7月14日

○経済産業省告示第二百六十号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入についての許可を受けるべき貨物の原産地または船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行なう等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成十五年七月十四日

経済産業大臣 平沼 赳夫

第三号の5の3を次のように改める。

5の3 コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、ガボン、コートジボワール、シエラレオネ、カメルーン、中央アフリカ、リベリア、ナイジェリア、ガーナ、トーゴを原産地又は船積地域とするげつ齒類（タイヨウリス属、キリス属、アフリカヤマネ属、アフリカオニネズミ属、フサオヤマアラシ属、スジマウス属のものに限る。）を輸入しようとする者は、当該輸入に係る貨物がサル痘を媒介するおそれがないものであることについての厚生労働大臣の確認を受けなければならない。